

令和7年12月定例月議会  
令和7年12月17日  
**総務教育常任委員会**  
**資料**

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第114号	長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正について	教育改革推進課	2
議案第109号	長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	幼児課	4

教育委員会事務局

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第114号
所管局・課	教育改革推進課

## 長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨・理由

学校適正配置の観点及び伊香具地域からの要望を踏まえ、伊香具小学校と木之本小学校を統合するため、本条例を改正する。

### 2. 主な改正内容

長浜市立学校の設置等に関する条例

別表第1（第2条関係）伊香具小学校の項を削る

### 3. 施行期日

令和8年4月1日

### 4. 経過

令和6年9月 「伊香具小学校の在り方を考える懇談会」の設置

令和7年3月 「伊香具小学校の在り方を考える懇談会」から長浜市へ「伊香具小学校の在り方について（提言書）」提出

令和7年4月 総務教育常任委員会（着手報告）

令和7年5月 「伊香具小学校・木之本小学校統合準備協議会」の設置

令和7年9月 「伊香具小学校・木之本小学校統合準備協議会」から長浜市教育委員会へ「伊香具小学校・木之本小学校の統合に向けて（提案書）」提出

令和7年9月 総務教育常任委員会（経過報告）

令和7年9月 教育委員会定例会にて「伊香具小学校」の廃止について議決

## 5. 新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
木之本小学校	長浜市木之本町木之本 685 番地 1	木之本小学校	長浜市木之本町木之本 685 番地 1
(略)		伊香具小学校	長浜市木之本町大音 1114 番地
(略)		(略)	

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第109号
所管局・課	幼児課

## 長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

### 1. 趣旨・理由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、児童福祉法において、市町村はその設備及び運営に関する基準について、国の定める基準に従い、又は参照して条例で定めなければならないとされているため、本市の基準を条例で定めるものです。

### 2. 内容

趣旨	第1条	この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	第2条	法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるとおりとする。
委任	第3条	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

乳児等通園支援事業にかかる設備及び運営についての本市の基準を定めるもの。

本市の基準については、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和7年内閣府令第1号）に定めるとおりとします。

### 3. 施行期日

公布の日

## 4. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)の概要

※網掛けの条項は、「従うべき基準」

項目		概要		
基本的事項	趣旨（第1条）	児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備・運営に関する基準（設備運営基準）を定め、市が条例を定める際の基準を明示するもの。明るく衛生的な環境で訓練を受けた職員が乳幼児の健やかな成長を支援し、基準の継続的な向上に努めること。		
	最低基準の目的（第2条）	最低基準は衛生的な環境で適切な素養と訓練を受けた職員が提供し、乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するもの。		
	最低基準の向上（第3条）	市長は児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者へ設備運営向上を勧告ができる。市は最低基準を向上させる努力義務を負う。		
	最低基準と乳児等通園支援事業者（第4条）	常に設備及び運営を向上させること、最低基準を理由とした設備又は運営を低下させることの禁止。		
	乳児等通園支援事業者の一般原則（第5条）	事業者は、利用乳幼児の人権と人格を尊重して運営し、地域や保護者と連携して事業内容を適切に説明するよう努める。また、事業の質を自己評価・外部評価によって継続的に改善し、採光・換気など衛生や安全に配慮した必要な設備を整える義務を負う。		
	乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件（第9条）	職員は、心身ともに健康で、人間性と倫理観があり、児童福祉事業に熱意があり、訓練を受けた者でなければならない。		
	乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等（第10条）	職員は、自己研鑽に励み、事業の目的を達成するために必要な知識・技能の修得、維持向上に努めること。事業者は、職員に対し研修の機会を確保すること。		
	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第11条）	乳児等通園支援事業が保育所等において一体的に実施される場合など、乳児等通園支援に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができる。		
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第12条）	事業者は、利用乳幼児を平等に取り扱い、差別的な取扱いをしてはならない。		
	虐待等の防止（第13条）	職員は、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為のほか、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		
	乳児等通園支援事業の区分（第20条）	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の2類型とする。 一般型乳児等通園支援事業はとは、余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものとすること。 余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等において、利用児童数が利用定員数に満たない場合であって、利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象とする乳児等通園支援事業をいうこと。		
設備に関する基準	一般型乳児等通園支援事業	①乳児室又はほふく室及び便所を設けること。 ②乳児室の面積は、乳児又は幼児一人につき1.65m <sup>2</sup> 以上であること。 ③ほふく室の面積は、乳児又は幼児一人につき3.3m <sup>2</sup> 以上であること。 ④乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 ⑤満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 ⑥保育室又は遊戯室の面積は、幼児一人につき1.98m <sup>2</sup> 以上であること。 ⑦保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 ⑧保育室等を2階以上に設ける場合の耐火基準等。	余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、定める。 ①保育所：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。） ②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園：認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ③幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ④家庭的保育事業等を行う事業所：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	
	職員（第22条）	①職員は、乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市が行う研修を修了した者とすること。 ②職員数は、0歳児はおおむね3人に1人以上、1～2歳児はおおむね6人に1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とすること。一般型乳児等通園支援事業所一つにつき職員は最低2人とすること。 ③特例として、保育所等が一體的に運営されておりその職員の支援を受けることができ、乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士である場合、利用乳幼児が3人以下で保育所等の施設を利用し実施され、その保育所等の保育士の支援を受けることができる場合は職員を1人にすることができる。		
その他運営に関する基準	乳児等通園支援事業者と非常災害（第6条）	非常災害に必要な設備を設けること、非常災害に対する計画を立て訓練に努めること、毎月1回は避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。		
	安全計画の策定等（第7条）	事業者は、施設ごとに安全計画を策定し、設備点検や職員・利用乳幼児への指導・研修を実施する。計画は保護者にも周知し、定期的に見直し・更新を行うこと。職員には計画を周知し、必要な訓練を定期的に行わなければならない。		
	自動車を運行する場合の所在の確認（第8条）	事業者は、自動車運行時は、利用乳幼児の乗降時に点呼などで所在を確認すること。送迎を目的に日常的に運行する時には乳幼児の見落としを防ぐ装置を使用して降車時に所在確認を行わなければならない。		
	衛生管理等（第14条）	事業者は、設備・食器・飲用水を清潔に保ち衛生管理を徹底するほか、感染症や食中毒の発生・まん延防止のため職員研修や訓練を定期的に行い、必要な医薬品等を備えて適正に管理しなければならない。		
	食事（第15条）	事業者は、食事の提供をする場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		
	乳児等通園支援事業所内部の規程（第16条）	事業者は、運営についての以下に掲げる重要な事項に関する規定を定めること。 ①乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 ②その提供する乳児等通園支援の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項		
	乳児等通園支援事業所に備える帳簿（第17条）	事業所には、職員、財産、収支、利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。		
	秘密保持等（第18条）	事業者の職員は、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。		
	苦情への対応（第19条）	事業者は、苦情に対応するため苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じなければならない。		
	乳児等通園支援の内容（第23条）	一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、保育所保育指針に基づき、乳児等通園支援事業の特性に留意して、乳幼児と保護者の状況に応じて提供すること。		
	保護者との連絡（第24条）	一般型乳児等通園支援事業を行う者は、保護者と密接な連絡をとり、理解・協力を得るよう努めること。		
	準用（第26条）	第23条、24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。		
	電磁的記録（第27条）	事業者と職員は、規定に従い記録や作成を書面で行うべき場合、書面の代わりに電子データ（電子的・磁気的記録）で行うことができる。		

## 5. その他

### (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設されました。

この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、令和8年度からすべての自治体で実施することとなります。

### (2) 本市における乳児等通園支援事業と一時預かり事業、パパママ・リフレッシュ託児事業との違い

	乳児等通園支援事業	一時預かり事業	パパママ・リフレッシュ託児事業
目的	・すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備する。 ・すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援する。	保護者の就労、傷病等による緊急時の保育及び保護者的心身の負担を軽減するための一時的な保育需要に対応し、乳幼児の福祉の向上を図る。	保護者の育児負担の軽減とリフレッシュを図り、いきいきと育児ができるよう支援する。
実施施設	びわ認定こども園	六莊認定こども園 びわ認定こども園 にしあざい認定こども園 (民間) レイモンド長浜こども園 (民間) 小谷こども園	サンサンランド あいあいらんど (民間) のんびりぴよっこ
利用対象者	6ヶ月以上満3歳未満の未就園児	6ヶ月から就学までの未就園児	6ヶ月以上満4歳未満の未就園児
利用時間	月10時間以内	月14日以内 (1日最長8時間)	月4回以内 (1回最長4時間)
利用料	国が示す標準額を基に設定（令和7年度1時間300円）	0~2歳：2,300円/日 3歳：1,200円/日 4歳以上：1,100円/日	250円/時間

※現時点での内容であり、今後、追加・変更になる場合があります。